

令和2年11月19日開会

民 生 環 境  
常 任 委 員 会 会 議 錄

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 民生環境常任委員会会議録

## 日 程

日 時 令和2年11月19日（木）  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

### 1 開 会

### 2 委員長の互選

### 3 副委員長の互選

### 4 審査事項

議案第12号 鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について

### 5 所管事務調査

(1) 鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画・個別施設計画について

(2) 老人休養ホームうなばら荘の運営状況と支出の見直しについて

(3) 老人休養ホームうなばら荘の施設等の利活用に関するサウンディング型市場調査の結果について

(4) 老人休養ホームうなばら荘のあり方の検討について（素案）

(5) 白浜浄化場の跡地利用に係るサウンディング型市場調査の実施について

### 6 閉 会

~~~~~

## 出 席 者 （8名）

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 今城雅子 | 副委員長 | 幸本元  |
| 委員  | 国頭靖  | 委員   | 戸田隆次 |
| 委員  | 岩崎康朗 | 委員   | 足田法行 |
| 委員  | 景山浩  | 委員   | 山本芳昭 |

~~~~~

### 欠席者（0名）

~~~~~

### 説明のため出席した者

|             |                   |       |
|-------------|-------------------|-------|
| 事務局長        | 三上 洋 事務局施設工事課長    | 本池 将  |
| 事務局施設工事課長補佐 | 高橋 康之 事務局施設工事課長補佐 | 林原 昭夫 |
| 事務局環境資源課長   | 安野 武男 事務局環境資源課長補佐 | 小林 祥弘 |
| 事務局総務課長     | 生田 公志 事務局総務課長補佐   | 伏野 哲彦 |
| 事務局総務課係長    | 熊本善一郎             |       |

~~~~~

### 事務局の職員

書記長	針田智子	書記	堀尾周作
-----	------	----	------

~~~~~

### ○臨時委員長の選出

**○針田書記長** 本日の民生環境常任委員会でございますが、議会閉会後の9月1日の委員改選後、初めての委員会でございますので、正副委員長ともに空席でございます。委員長が互選されるまでの間、組合議会委員会条例第8条第2項の規定によりまして、年長の委員である幸本委員に臨時委員長をお願いしたいと思います。それでは、幸本委員、よろしくお願ひいたします。

**○幸本臨時委員長** ただいま指名いただきました幸本でございます。委員長が互選されるまでの間、年長委員であります私が臨時委員長を務めさせていただきますので、議事進行につきましてよろしくお願ひをいたします。

~~~~~

### 1 開会 (午後3時45分)

**○幸本臨時委員長** それでは、これより民生環境常任委員会を開催いたします。

~~~~~

## 2 委員長の互選

○幸本臨時委員長 早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について事務局から説明をお願いいたします。

○針田書記長 委員長。

○幸本臨時委員長 事務局。

○針田書記長 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長は委員会において互選すると規定されておりますが、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで、米子市議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○幸本臨時委員長 ただいま、事務局から、委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、米子市議会選出の委員を推選いただくということに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○幸本臨時委員長 御異議ないようですので、どなたか委員長を推選いただきたいと思います。

○国頭委員 はい、委員長。

○幸本臨時委員長 国頭委員。

○国頭委員 今城委員を推選したいと思います。

○幸本臨時委員長 ただいま、委員長に今城委員を推選する旨の声がありましたが、今城委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○幸本臨時委員長 御異議ないようですので、今城委員を委員長の当選人とすることに決しました。委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。それでは、今城委員長、委員長席へお越しください。

○今城委員長 それでは、御挨拶をさせていただきます。ただいま、委員長に御推挙いただきました今城雅子でございます。本委員会は、住民生活に直結する様々な事務を所管しております。委員の皆様からの御意見を頂戴しながら、圏域住民の負託に応える、公平・公正な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 3 副委員長の互選

○今城委員長 そうしますと、次に、日程3、副委員長の互選を行いたいと思い

ます。まず、副委員長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

○針田書記長 委員長。

○今城委員長 針田書記長。

○針田書記長 過去の例で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○今城委員長 ただいま、事務局から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がございました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○今城委員長 御異議がないということですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

○山本委員 委員長。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 幸本委員を推選いたします。

○今城委員長 ただいま、幸本委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○今城委員長 御異議がないことですので、幸本委員を副委員長の当選人とすることに決しました。幸本副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○幸本副委員長 ただいま、副委員長に選任されました幸本でございます。委員長を補佐して、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

~~~~~

#### 4 審 査 事 項

○今城委員長 それでは、引き続き、日程4、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案2件について、順次審査をいたします。なお、審査事項はお手元に配布しております日程書のとおりでございます。では初めに、議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 失礼いたしました。それでは、よろしくお願ひします。議案第12号を説明させていただきます。説明資料は、議案概要のほうでお願いいたします。議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。表の右側に、改正理由を記載しております。

す。本年4月1日に、し尿処理施設を米子浄化場に統合いたしまして、処理を停止いたしました白浜浄化場の水槽内の清掃を含めました、し尿等の処理が完了したことによりまして、白浜浄化場を廃止いたしまして、併せて本組合の関係する条例について所要の整理を行うものでございます。改正内容につきましては、議案を御覧いただけますでしょうか。議案の裏面でございますが、浄化場条例の一部を改正する条例といたしまして、右側に改正前、左側に改正後の対照表にしてございます。この表の中で、第2条、廃止いたします白浜浄化場にかかります項目の名称と位置を削除しておるものでございます。施行期日といたしましては、公布の日からとしております。また、これに関しまして、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部改正について、附則において改正するものでございます。その次のページでございますが、廃止いたします白浜浄化場という名称を、旧し尿処理施設という名称に改めるものでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○今城委員長 当局の説明は、終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 別にないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。別にないようですので、討論を終結いたします。これより、本件について採決いたします。議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 それでは続きまして、議案第13号を説明させていただきます。資料のほうは、議案のほうでお願いいたします。鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定についてでございます。鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者を次のとおり指定することにつきまして、議会の議決によりしていただくものでございます。1番としまして、施設の名称及び所在地につきましては記載のとおりでございます。2番目に、指定する者でございますが、東亜・宮本グループ、代表企業 東亜建物管理株式会社でございます。3の業務の範囲及び管理の基準でございますが、業務の範囲といたしましては桜の苑の管理に関する業務でございまして、ページをめくっていただきまして、アから

クの8項目でございます。管理の基準といたしましては、記載のとおりでございます。4の指定期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。また、議案第13号の参考資料といたしまして、答申書を添付しております。

○今城委員長 どうされましたか。よろしいですか。

○本池施設工事課長 議案第13号参考資料という…。(針田書記長、各委員の資料について確認) 申し訳ございませんでした。それでは、議案第13号、参考資料で説明させていただきます。答申書でございますが、指定管理者候補者選定委員会からの答申書を添付しております。答申書の内容につきましては、記載のとおりでございまして、ページをめくっていただきまして、次のページに指定管理者候補者案(選定委員会答申)という資料を添付させていただいてますが、この表で説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。1、施設の名称と2の指定管理の期間といたしましては記載のとおりでございます。4の選定につきまして、選定委員会、指定管理者の公募に当たりましては、圏域内事業者、地元事業者の参入が可能な配慮をいたしまして、その結果、5番目に記載しております2団体の申請がございました。優先交渉権の順位づけを6番目といたしまして、第1順位、この中でこの2団体から提出されました提案書などを選定委員会のほうで審査、審議した後に、優先交渉権の順位づけを行っていただいておりまして、ここに記載しております、東亜・宮本グループを第1順位の団体として決定していただいたものでございます。次のページに、選定結果の一覧を添付しております。指定管理者候補者の選定結果一覧表でございますが、選定基準にありますそれぞれの項目ごとに、委員さんのほうに評定をしていただきまして、総合評定としまして第1順位を決定していただいておるものでございます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。国頭委員。

○国頭委員 すみません。先ほどの選定委員会の、一番後ろのほうのですね、選定結果一覧表を見させていただいて、表の総合評定が270点中のどちらも半分ぐらいということで、違いがあるというのは、施設効用の最大限の発揮というところで3ポイントの差なんんですけども、ここというのは、どういったところの差だったんでしょうか、この項目については。

○今城委員長 林原施設工事課長補佐。

○林原施設工事課長補佐 失礼いたします。今、委員さんのほうから、差があつた点についてということで御質問いただきましたけれども、こちらのほうはですね、施設効用の最大限の発揮というところで、3点の差が出ておったと思いますけれども、第1順位をつけていただきましたグループのほうが、提案内容からよりきめ細かなサービスの提供が望めるということで委員会が判断していただいた

点と、あと低燃費火葬という提案をしていただいておりまして、そちらの技術で優先順位となっておりますグループのほうが、より環境に配慮した火葬が行えるということを委員会によって判断いただいて、こちらのほうの差が出ておるものでございます。以上でございます。

○**国頭委員** 委員長。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 分かりました。もう一つですね、一緒なんです。一緒な点なんですけど、圏域内企業及び地域住民の優先雇用ということで、まあ企業としても圏域内であると。雇用すると、この地域の人だということで、どちらも同じくらいなんですけれども。今現在ですね、もう勤務されている人の雇用というのは、入ってないんですか。そのあたりは。

○**本池施設工事課長** 委員長。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** 現在の勤務いただいている方についての御質問だったと思いますが、今現在、この選定に当たりまして提案説明会などを開きまして、その中でいろいろ確認をさせていただいておりまして、希望される職員があれば優先的に雇用させていただきたい、というふうな回答をいただいておりますので、そのあたりも含めて評価をさせていただいたというところでございます。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** ぜひですね、5年の後ですね、管理の会社が変わって熟練されている人もいると思いますので、そのあたりは希望に沿って採用継続というのはしていただきたいと。そういうこともしっかりと見ていくいただきたいなと思っております。要望です。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

○**景山委員** はい。

○**今城委員長** 景山委員。

○**景山委員** 先ほどの国頭委員の質問と少しダブるところがあると思いますけれども、選定結果一覧表、一番裏です。ここで、利用者の平等利用の確保が満点の50点の半分しかないということで、これ、一体どういうことなのかなということと、これに関しては業者さんが、選定先がまあ決まったとしても、当然、改善要求というものを出さなければならぬ状態であるというふうに、この点数から見るとですね、そういうふうに判断できるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○**本池施設工事課長** はい、委員長。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** 評定の点数についてのお尋ねでございますが、この中の点数といたしましては、各項目、5段階で評価しております、真ん中の普通とい

う評価でございますと、真ん中というところでございますので、必然的に、何といいますか、普通に業務がしていただけるというふうな判断でございますと、真ん中の点数となりますもので、それぞれを合計いたしますと、ちょっとまあ何といいますか、270点満点の半分ぐらいしかないというような、それぞれ合計しますと、そういうふうになりますし、各項目がそれぞれ半分しかないというような評定にはなるんでございますが、その業務に当たりましては、普通に業務はしていただけるという評定の5段階ということで報告させていただいております。

○今城委員長 よろしいですか。

○景山委員 はい。

○今城委員長 ほかにはございませんか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 では、別にないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんのお意見をお願いいたします。別にないものと認め、討論を終結いたします。これより、本件について採決いたします。議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は、全て議了いたしました。

~~~~~

### ○追加日程 所管事務調査

○今城委員長 お諮りいたします。この際、日程に所管事務調査を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 御異議なしと認めます。よって、所管事務調査を日程に追加することに決しました。それでは、所管事務調査を行います。調査項目は5件でございます。これらについて、当局より、順次報告を受けたいと思います。初めに、(1)、鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画・個別施設計画についてを調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。

○安野環境資源課長 はい、委員長。

○今城委員長 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 それでは、御説明いたします。資料は、資料の1-1になります。これから個別施設ごとに計画を御説明してまいりますが、資料を御説明させていただく前に、この個別施設計画の位置づけ等につきまして、若干、御説

明させていただきたいと思います。これから御説明いたします、それぞれの個別施設計画でございますが、令和元年8月に策定いたしました鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画に掲げます、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画でございまして、個別施設の状態や維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容の実施時期を定めるものでございます。今後、それぞれの個別施設計画の実施につきましては、この計画に沿って施設の維持管理、改修等を実施することとなります。予算化に当たりましては市町村負担金の平準化が必要でありますので、この計画を基に財政を推計し、その時々の社会情勢、施設の状況を踏まえまして、改修等の詳細を検討してまいりたいと考えております。なお、個別施設計画策定の対象外とした施設がございますので、事前に御紹介させていただきます。当常任委員会で所管する調査施設におきましては、まず、うなばら荘。うなばら荘につきましては、今後のうなばら荘のあり方について現在検討中でございますので、対象外としております。また、旧灰溶融施設のエコスラグセンターは解体方針となっているため、また白浜浄化場は今後の利活用方針等について現在も検討中でございますので、いずれも対象外といたしております。失礼いたしました。前置きが長くなりましたが、資料1-1の説明をさせていただきます。1ページ目を御覧ください。計画の位置づけでございますが、本資料で御説明いたします計画は、本組合リサイクルプラザに関する個別計画でございまして、先ほど申し上げました組合総合管理計画やリサイクルプラザ長寿命化計画、これを考慮いたしまして策定をするものでございます。総合管理計画の計画期間に合わせ、計画期間は令和2年度から10年度までといたしております。対象施設といたしまして、1ページから2ページにかけまして、記載のとおり組合リサイクルプラザの建築設備及び処理設備が対象でございます。なお、建築設備につきましては、リサイクルプラザは平成9年4月から供用を開始しておりますので、耐震基準を新基準に沿っておりますので、耐震にかかる改修は必要ございません。2ページの下のほうで記載しております維持管理等に係る対策の優先順位についての考え方でございますが、次期ごみ処理施設稼働予定でございます令和14年度を見据えた、令和13年度までの稼働を目標とした主要設備の更新を行う、これの基幹改良工事。これにつきましては、平成25年度から29年度までの間で、既に完了しております。今後は、次期ごみ処理施設の稼働までの間、日常点検等によります劣化状況等を十分に把握いたしまして、補修工事の必要性を適時見極め、優先順位をつけまして補修を行い、安定稼働を図るものといたしております。3ページを御覧ください。個別施設の状況でございますが、3ページから4ページにかけての建築設備の劣化度合いに関しましては、職員の目視による結果ではありますが、全てA評価、健全な状態。またはB評価、特に修繕を必要としない程度の劣化と判定しております。ただ4ページの中ほどから、処理設備に関しては、排水処理設備に経年劣化が見られるため、令和3年度、来年度

でございますが補修を予定しておりますが、先ほど申し上げましたように、既に基幹改良工事を実施しておりますので、運営上、特に大きな課題はないといったしております。5ページの維持管理・更新等に係る対策内容及び概算費用でございますが、令和2年度から令和10年度までの対策内容及び概算費用については、記載のとおりでございまして、後ろのほうに添付をしております別紙3及び別紙4に、年度ごとに整理いたしました詳細な工事内容を資料として添付させていただいております。最後になりますが、進捗管理でございます。本計画は、現時点における計画でございまして、冒頭に申し上げました組合総合管理計画の見直し時期に合わせまして、本計画も見直すこととしたとしております。なお、総合管理計画の見直し以外におきましても、社会情勢の変化などにより見直しが必要な場合は、構成市町村と情報共有を図りながら適時見直すこととしたとしております。リサイクルプラザに係る個別施設計画の説明は以上でございます。

○本池施設工事課長　はい、委員長。

○今城委員長　本池施設工事課長。

○本池施設工事課長　それでは、火葬場施設の個別施設計画につきまして説明させていただきます。資料は1-2でございます。1枚、表紙をはぐっていただきまして、1ページ目でございますが、1の、計画の位置づけといたしまして、先ほど、重ねての説明になりますが、公共施設等総合管理計画の体系に沿って策定いたしたものでございます。桜の苑は平成3年11月に設置されました施設でございますので、設置から30年近くが経過いたしまして、建屋などの建築物と関連設備に著しい劣化が見られまして、施設の運営管理に支障をきたしますことから、平成30年度に建築関係の大規模改修の方針を決定いたしまして、令和元年度に基本プランの策定、実施設計を行い、令和2年度に、今現在やっておりますが、3月末までの工期にて大規模改修工事を実施しております。また、火葬炉設備につきましては、おおむね10年から15年の間隔で大規模改修工事を実施しております、直近は平成29年度、30年度に実施しております。続きまして2番目に、計画期間でございますが、こちらも重ねての説明になりますが、公共施設等総合管理計画の計画期間に合わせまして、令和2年度から令和10年度までとさせていただいております。3番目の対象施設でございますが、以下のとおりまとめておりまして、基本情報につきましては、記載のとおりでございます。また、棟別の情報といたしましては、平成3年の建築年でございますので、新耐震基準で建築しておりますので、耐震診断・改修とともに不要な施設となっております。ページをめくっていただきまして、2ページ目でございますが、火葬施設の内容としまして記載しております。火葬炉7基、汚物炉1基の構成でございます。4番目としまして、維持管理・更新等に係ります対策の優先順位についての考え方でございますが、建築物につきましては、総合管理計画に定めます施設の長寿命化、バリアフリー化、ユニバーサルデザインなどの基本方針に基づきま

して、これらを優先的に実施いたしまして、大規模改修によります施設の補強、使用年数につきまして建築の法定耐用年数以上といたしまして、標準の耐用年数とされます60年を目指すものとしております。また、火葬炉設備につきましては、先ほど説明しましたが、平成29年度、30年度に大規模改修工事を実施しております、常に稼働が求められる施設でございますので、計画的な施設の改修と適切な維持管理を図りまして、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進し、施設の延命化を図ることとしております。3ページ目ですが、5番目としまして、個別施設の状況についてまとめております。建築設備の状況につきまして、4段階の評価に分けまして、それぞれ評価しております。この評価につきましては、今回の大規模改修前の状況を示しております、主に建築関係の分野で、なかなか厳しい評価となっておるものであります。次のページ、4ページでございますが、その主な劣化状況の写真を記載しております。次に、5ページでございますが、火葬炉設備の状況につきましてまとめております。こちらも29年度、30年度に大規模改修を実施しておりますので、使用上は問題ない状態でございますので、A評価となってございます。(3)の管理上の問題といたしましては記載のとおりでございます。①から⑤のとおりでございまして、次のページに、6ページ目でございますが、維持管理・更新等に係る対策内容と実施時期をまとめてございます。計画年度内の令和2年度から10年度までの間に、大規模改修・修繕の内容としてこの表でまとめておりまして、合計で約5億1,800万円の概算費用の見込みとなってございます。また、参考といたしまして、過去5年間における主な対策状況を記載しております。この中で、やはり29年度、30年度に実施いたしました、火葬炉及び関連設備改修工事が大きなものとなってございます。最後のページ、7ページ目でございますが、7の進捗管理といたしまして、先ほどの重ねての説明になりますが、本計画は、現時点においての計画でございますので、公共施設等総合管理計画の見直し時期に合わせまして見直しを図るものといたします。また、組合を取り巻く社会情勢の変化によりまして、必要に応じて適宜計画を見直すものとさせていただきます。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆さんとの質疑、御意見をお願いいたします。はい、国頭委員。

**○国頭委員** えーと、すみません。29年、30年に改修されたんですけど、火葬炉7基ですね。これは、当時改修されるにあたって、まあ必要だという、7基が全部ですね。必要という判断であったと思いますけど、稼働率というか、近年、今後はどうなっていくというかですね、そういうのはあるんですか。その7基というのは、将来的には必要なくなってくるとかですね、それから、今までさえも足らないのかですか、そういうのをちょっとまた分かれば教えてもらいたいなと思いますけど。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 今後の見込みについての御質問と考えさせていただいておりますが、この29年度、30年度の大規模改修に当たりまして、平成27年度に現状調査業務というのを実施いたしまして、当然ながら2040年の人口問題なども考慮いたしまして、今後の火葬炉の必要数などをコンサルに委託いたしまして確認させていただいております。その中で今後、一応7炉ありますと、1炉は汚物炉ということでございますが、最終的にこの傾向でいきますと、恐らく2035年度に火葬件数のピークを迎えますので、何らかの改修が必要であるというふうな回答を得ておりますので、もうこの計画ではございませんが、次の計画では火葬炉の増設ですか、改修などが必要になってくるものと考えております。

○国頭委員 いいです。

○今城委員長 ほかにはございませんか。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 ないようですので、私のほうから。説明があったんですけど、我家でこれ見てまして、うなばら荘、今までの火葬場の個別計画とタイトルが違うんだがんね。リサイクルプラザはリサイクルプラザって表題を書かれたらどうですか、分かりにくく。それと、ごみ処理施設では分かるけれど、括弧書きにしてもう一回、リサイクルプラザと打たれて。で、もう一つは、こちらは本池課長さんが火葬場と打っておられると。どこのごみ処理施設の個別計画か分かりにくいですよ。それともう一つは、修繕計画。修繕計画がずっと出ておるんですけど、ものすごく見にくい。これは、ただ出しておられるということで、皆さんにはなかなか理解いただけませんよ。もっと様式の方向を例えば横ページに打って、きちんと出されてはどうなのか。そこは冊子の中に入れられたからそうなんでしょうねけれども。令和2年度から令和10年度まで、この延命化を図っていく個別計画だということなんですけど、11年度以降のことについては触れておられない、あまり。それで、今の本池課長さんのところは、桜の苑については、10億円だったかいな、その辺の費用をかけてしてくるんだということなんですが、じゃあ、プラザのほうはどうするだと。延命化は図っていくんですけど、令和10年度以降の見込みというのは、私はある程度立てられると思うんですよ。そのために修繕計画を立てられて、延命化を図っていくことなんでしょうね。令和10年度ですぐ閉鎖するということでは、私はならないと思うんですよ。巨費を投じて延命化を図っていくわけですから、その辺のところをどう捉まえていくかということを、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○安野環境資源課長 はい。

○今城委員長 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 こちらに書いております計画期間、冒頭にも申し上げましたけど、総合管理計画。この総合管理計画というのが、令和2年から10年までというので規定されておりまして、それに基づき、この令和10年度までとさせていただいております。ただ、リサイクルプラザにつきましては、先ほど冒頭にありましたが、長寿命化計画というのを、これにつきましては令和の14年度に、御承知のように新しい施設を現在予定しております。ですので、令和13年度までの予定をもう既につくっております。総合管理計画の関係で10年度までしかこちらのほうでは記載しておりませんが、リサイクルプラザの総合管理計画の中で、13年度までの計画は既につくっております。それに適時見直しを行いまして、安定的に処理が行えるように行ってまいりたいという具合に思っております。

○安野環境資源課長 委員長。失礼しました。資料のほうにつきましては、委員のおっしゃるとおりでございまして、非常に見にくくございますので、今後改めて出させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 説明があったんですが、私は5ページのところの、7の進捗管理をものすごく、ごそっと読んでみますとね、「時期に合わせて見直しを図るものとします」と。なお、本組合を取り巻く社会情勢により、いろいろ変えていく、計画の見直しが必要だということなんです。だから令和10年度以降については全く触れておられない。だから逆にそういうような考え方があるのであれば、ここに触れられて、「総合管理計画の中では触れてますけど」、というようなことの文言があれば、私はそれだったら理解をしますよ。まあ、これ1点。で、もう1点は、今の修繕計画についても、令和10年度まで計画が入っておるんです。修繕した明くる年、11年度はもう放棄するんですか、ということになる。あなた方が車検をして、令和11年度まで車検が残ってるのに11年度、放棄されるんですか。そういうふうな私たちの説明では、恐らくこれを平準化していって、年間1億何千万の、1億2,000万ぐらいだったかな、修繕を予定しておられたんだけど、でも、令和10年度も1億2,000万投じて延命化を図った。その中で、社会情勢の中で、今の議場でも話しましたけど、やはり延命化を図るっていうたら、20年度まで十分使えますよと。そうなれば経費の負担軽減化を図れるよ、というような考え方も出てくると私は思うんです。米子市のクリーンセンターは令和13年度で打ち切りになるんですけど、だけど設備はまだ十分に使えるんじゃないかという気持ちもあるんですよ。しかしながら、地元合意形成はそういうことですから、これは、設備の稼働はできないということなんですが、その辺のところを十分に加味した上で検討はなされておられますか。

○安野環境資源課長 はい。

○今城委員長 安野環境資源課長。

○**安野環境資源課長** こちらのほうに令和10年度までしか書いておりません。先ほどの文章にこれは、ここにも総合管理計画の10年ということで、書いていないということで、令和10年度以降、令和13年度までの計画につきましては、既に計画は立てております。で、令和13年度までまだ先に使えるということも当然考慮する必要があると思います。今おっしゃいましたように、あくまでも令和14年度ということが、今の予定は予定でそれは届くんんですけど、あくまでも予定でございますので、できるだけ今のリサイクルプラザを延命化せるように、また必要なときに最低限の、当然私ども行政の立場といたしましては、毎日の発生するごみを安定的に処理するというのが使命でございますので、それに適切に対応する修繕等を行ってまいりたいと思います。

○**戸田委員** ちょっと、委員長。

○**今城委員長** はい、戸田委員。

○**戸田委員** 私が申し上げたいのは、その理屈になるんですけど、そういう考察の中で令和10年度まで修理をしますけれど、定期的に、年間1億2,000万ぐらい投じて。しかしながら当局の判断では、令和20年度ぐらいまで十分に稼働が可能であるというような、そういう考察は入れられないんですかっていうことを問うているんです。それを十分に私はあるんだと思うんですけど、そういうふうなところも、事務当局の中でもう一回再考されてはどうですかっていうことを伺っているんです。

○**安野環境資源課長** はい。

○**今城委員長** 安野環境資源課長。

○**安野環境資源課長** 今現在、先ほどもありましたように、令和13年度までの計画ということで、リサイクルプラザについて申し上げておりますが、延びれば当然そういう考慮をする必要があると思いますので、その辺を、特に20年度には限らず、その辺を含めて今後検討してまいりたいと思います。

○**三上事務局長** はい。

○**今城委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 10年度以降の計画の考え方といいますか、についてだと思いますけども、先ほど、今回の個別施設設計につきましては、一応お示しをさせていただきました期間につきましては、10年間ということでのものでございます。で、その先に、ごみの施設につきましては、統合が予定をされている新施設への切り替えが予定されてるところでございまして、今回のこの個別施設設計の考え方ですね、要は令和14年度に新施設に切り替えるまでの間の延命化計画をベースとして持っておりまして、その令和13年度までの延命化の考え方に基づいたものを、この個別施設管理計画の方に反映をさせたものという形で記載をさせていただいているところでございます。その内容につきましては、非常に、途中で切れておって分かりにくいという御指摘もございますので、この延命化計

画、要は令和13年度まで定めたものがございますので、そういうものを参考としてお示しをさせていただきながらですね、分かりやすいような形で執らせていただけたらというふうに考えておるところでございます。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 局長の考え方もよく分かるんだ。実践的に、実現的に、新たな施設にスムーズに移行できなかったときの対応を考えるのはあなたたちでしょ。だから、そういうところの部分もある程度挿入をしていかないと、私は駄目だと言つてるんですよ。あなたたちがつくったのを否定してるわけじゃないけど、現実論を立ち返ったときに、令和10年度までその修繕を投入した。しかしながら移行できなかった、20年度まで。じゃあ、それをどうすればいいかというと、プラザの延命化しかないんですよ。だから、そういうようなところも、その社会情勢なり時期に応じて十分に見直す必要があるということは入れておられるけども、今言われたような、新しい施設にスムーズに移行できなかった場合も考慮したような表現の仕方は、私は十分にあってもいいじゃないかというのを申し上げたんです。

○**三上事務局長** 委員長。

○**今城委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 失礼いたしました。ちょっと私のほう理解が、ちょっと勘違いしておりましたものですから。今の、戸田委員さんのはうからございましたような形でですね、まあ分かりやすいといいますか、きちっと次の施設につながるような形の中で、場合によっては状況も変更があるというようなことも含めた記述のほうにさせていただけたらというふうに思っています。失礼いたしました。

○**戸田委員** はい、いいですよ。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。別にないようですので、当局からの説明は終わります。次に、(2) 老人休養ホームうなばら荘の運営状況と支出の見直しについてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○**本池施設工事課長** はい、委員長。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** それでは失礼いたします。資料の2でございます。老人休養ホームうなばら荘の運営状況と支出の見直しについて、説明させていただきます。1番としまして、新型コロナウィルス感染症に伴います施設の運営状況について、まとめてございます。4月21日から6月30日までの約70日間、臨時休館をさせていただいておりまして、この後、7月1日から営業を再開いたしました。感染防止対策といたしまして、日帰り入浴は人数の制限と時間の制限をして運営をしている状態でございます。また、8月末から毎月、一定の期間でございますが、弁当ですとかオードブルのテイクアウト事業を実施されておられます。

この間、施設の運営につきましては、国の給付金、助成金、また、日吉津村さんからの補助金の投入によりまして事業活動を継続、維持されている状況でございます。続きまして2番目に、新型コロナウイルス感染症の影響下における利用者数と売上高をあげております。7月1日の営業再開後は、利用者数、売上高とともに、前年に比べまして大幅に減少している状況でございます。次に、裏面の2ページ目でございます。この状況を踏まえまして、3番目に指定管理者納入金の減免につきまして、先ほど本会議で御質問いただきまして答弁させていただいておりますが、そのとおり、令和2年度の指定管理者納入金を減免する方針とさせていただいているところでございます。指定管理者納入金の減免の額の詳細につきましては、同じような答弁で答えてございますが、12月までの経営状況などの推移を見た上で、翌年、令和3年の1月開催予定の正副管理者会議で協議、方針決定をさせていただいた後、詳細を報告させていただきたいと考えております。4番目に、支出の見直しの検討といたしまして、今年度の予算の執行につきまして見直すこととさせていただいております。うなばら荘の利用者数が大きく減少している状況がありまして、特に急がれるものを除きまして、施設の維持補修や備品等の購入に係ります支出を見直すこととさせていただいております。見直し内容といたしましては、この表にまとめてございますが、非常用発電装置の改修工事、こちらは更新工事から部品交換の工事に変更いたしまして、減額の執行しております。その下の、厨房用の業務用品ほかの購入を見送りをいたしまして、合わせまして2,230万円の支出を抑制して収入減に対応したいと考えております。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局からの説明は終わりました。委員の皆さんとの質疑、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 それでは、別にないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(3) 老人休養ホームうなばら荘の施設等の利活用に関するサウンディング型市場調査の結果について、及び(4) 老人休養ホームうなばら荘のあり方の検討について(素案)ですが、この2件は関連がありますので一括して調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 それでは続きまして、資料の3番目でございます。老人休養ホームうなばら荘の施設等の利活用に関するサウンディング型市場調査の結果について報告させていただきます。1の調査目的といたしまして、昭和49年に休養老人ホームとして設置いたしましたうなばら荘は、設置当初と比べまして、近年は老人の利用者が減少していることなどの問題を抱えておりましたことから、うなばら荘が有します温泉資源や既存の土地・建物などの、新たな施設の利用策

を見出すとともに、民間事業者による施設の有効活用の可能性について把握することを目的として調査を行ったものでございます。2の対象施設といたしましては、記載のとおりでございます。3の調査日程でございますが、本年の6月19日から9月30日までの約3カ月間、実施いたしております。4の調査結果をまとめてございますが、その下の表にございます現地見学会の3者、個別対話の4者、事業者の方に参加していただいております。おはぐりいただきまして、(2)に提案の概要といたしまして、表にまとめてございます。新たな活用用途に関する提案を4件頂いております。まず1番目に、自社が施設を譲り受け、サービス付き高齢者向け住宅、また介護予防道場とか、インキュベータオフィス、交流スペースを有する全世代型総合地域福祉施設に用途を変更して運営する、という提案をいただいている。また2番目に、自社が施設などを譲り受け、リモートオフィスですかワーケーション施設、カフェ、SPA、それと保育士養成施設を備えた複合施設に用途を変更して運営する、という提案をいただいている。また、3番目と4番目は同じような対応でございますが、現在の指定管理者を継続する中で、運営体制にアドバイザーとして関与していただきまして、経営改善によりまして条件が整えば、自社で施設を譲り受け運営をする、という提案も頂いております。4番目としまして、同じように、現在の指定管理者を継続する中で、運営体制に非常勤理事として参画していただきまして、経営改善により黒字化をめどに施設を売却する、という提案を頂いております。次に、②番に建物及び土地の譲受けに関する提案としてまとめておりますが、自社による譲受けが可能、という2者の提案をいただいている。③番目に職員の継続雇用に関する提案をまとめております。職員の継続雇用が可能、という提案は2者いただいている。それ以外にも、条件が合えば継続雇用は可能だが、一定の職員の削減を行う、という提案が1者と、数人であれば職員の継続雇用が可能、という提案を1者頂いております。以上のことから、調査の目的でありますうなばら荘の利活用の主な観点といたしまして、温泉施設としての活用や、様々な人が利用できる施設としての活用、また現在の職員の雇用が見込めるとの観点に合致した提案を複数いただいたところでございます。この結果を踏まえまして、次の資料4、老人休養ホームうなばら荘のあり方の検討について（素案）を続けて、説明させていただきます。1番目の老人休養ホームを取り巻く状況といたしまして、全国の施設の設置状況を取りまとめてございます。老人休養ホームとして運営されておられます施設は、平成2年の71施設をピークに減少を続けまして、現在では、組合独自の調査でございますが、全国で8施設となっておりまして、今後も減少傾向が続くものと考えられます。次に、(2)としまして、共同処理事務の必要性について記載してございます。構成市町村の高齢者福祉施策における老人休養ホームの位置づけといたしまして、本組合で令和元年度に実施いたしましたうなばら荘に関する照会結果を取りまとめた表を記載しておりますが、老人休養ホーム

として昭和49年の施設の設置当初は、構成市町村におかれましても高齢者福祉施策の対象施設として位置づけられたと考えられますが、近年は各市町村独自の福祉施策も実施される中で、老人休養ホームも福祉施策の対象施設として位置づける市町村がなくなってきたことから、共同処理事務の必要性が低くなっているかなと考えます。ページをはぐっていただきまして、2ページ目でございますが、2番目に、うなばら荘の売上高と利用者の推移として、平成6年の改築後の、初年度及び過去10年の売上高と利用者数をまとめております。平成6年の改築後の初年度と比べますと、売上高、利用者数ともに大きく減少しております、また、過去10年の間でもそれぞれ減少傾向となってございます。これは、近年の多様化するライフスタイルや価値観の変化によりまして、圏域内の老人需要も大きく減少しているものと考えられます。また、この売上高の減少に伴いまして、平成26年度以降の指定管理者での運営に対しまして、日吉津村から補助金を投入して運営を継続している状況にございます。次に、3ページでございますが、3番目に今後の財政負担をまとめております。ここでの経費の負担の考え方でございますが、平成25年11月のうなばら荘のあり方検討結果におきまして報告した中で、平成27年度以降はうなばら荘への市町村負担金の投入は行わず、指定管理者納入金、年間2,500万円、これで賄うことの確認しておりますので、市町村負担金の投入は行わないものといたしまして、施設を継続する上で必要となる指定管理者納入金を試算しております。試算の条件といたしまして、改築後30年の令和7年度に大規模改修を約7億5000万円で行いまして、改築後60年、令和37年度に約3億円で解体を行うものと仮定いたしますと、令和4年度から令和36年度までの33年間の経費負担を指定管理者納入金のみで賄おうとする場合、年間で平均いたしまして4,270万円の指定管理者納入金が必要という計算になっておりまして、現在の2,500万円と比較いたしまして、約1,700万円余りの増額になることが想定されます。この状況を踏まえまして、施設の運営を継続する場合、指定管理者納入金だけで年間4,270万円の経費を賄うことは非常に厳しく、市町村負担金の投入が必要と考えられますが、平成27年度以降は市町村負担金の投入を行わず、うなばら荘の運営を継続していることからも、改めて市町村負担金の投入を求めるることは困難であるというふうに考えております。4ページに、4番のサウンディング型市場調査の結果をまとめてございますが、こちらは先ほど説明させていただいたとおりでございます。下のほうの矢印でございますが、民間の業者から複数の提案がございましたので、市場性があるということで確認をしましたので、民間事業者による譲受けの可能性があるというふうに考えられます。また、施設の利活用に当たりまして、雇用を希望する職員を受け入れることが可能という提案も複数ございまして、職員の継続雇用に期待が持てるというふうに考えられます。一方で、用途変更して活用する提案事例でございますが、こちらは現在の組合規約の共同処理事務と

しての内容とは異なりますので、用途を変更しての施設の運営を組合で継続していくことは困難であるというふうに考えております。次に、5ページ目でございますが、これらの1から4のまとめに基づきまして、5番目で、うなばら荘の今後の方向性を案としてまとめております。全国的に行政サービスとして施設を運営する必要が低くなってきたことや、構成市町村の高齢者福祉施策におけるニーズがなくなってきたこと、また圏域内の老人需要が低下していることから、組合の共同処理事務として老人休養ホームの運営を継続していく意味合いが薄れています。また、3の今後の財政負担のところでまとめましたが、今後の構成市町村の大きな財政負担や近年の経営状況によります財政負担を軽減するためにも、現在の指定管理期間が終了いたします令和3年度末をもって共同処理事務による施設の運営を終了することが適当と考えています。終了後の施設の利活用につきましては、今回の市場調査の結果を踏まえまして、職員の継続雇用に最大限に配慮しながら、他の事業主体への譲渡に向けた検討を進めていくこととしてまとめております。最後、6番目でございますが、今後のスケジュールといたしまして、翌年、令和3年2月に正副管理者会議であり方の最終案をまとめまして、それにあわせました令和3年度当初予算案について協議、決定する方針でございまして、その後、組合議会民生環境常任委員会へ最終案を報告させていただく予定としております。説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

○**今城委員長** 足田委員。

○**足田委員** はい。一つ確認なんんですけど、最初の2ページ目ですかね、最初の提案の概要の中の、3番目の職員の継続雇用に関する提案。この職員の継続雇用可能2者と、その後の、条件が合えば一定数の職員の削減が1者。数人であれば職員の継続雇用可能というのは1者ということで、これは確認なんんですけど、上の1・2・3・4のどれに当たるのか。

○**林原施設工事課長補佐** 委員長。

○**今城委員長** 林原施設工事課長補佐。

○**林原施設工事課長補佐** 失礼いたします。上のナンバー1・2・3・4ということで、提案を4つ書かせていただいておりまして、下の、継続雇用が可能というものですけれども、1者は譲受けができるという、1・2のどちらかの譲受けができるというほうからは、雇用可能というのが1者ございまして、もう1者の継続雇用可能は、下の、指定管理者を継続するという方の雇用でございますので、ちょっと上と一致したものではございませんけれども、譲受けの中では2者のうち1者が継続雇用可能、指定管理者の継続の中で職員の継続雇用可能が1者という結果になっております。以上でございます。

○**足田委員** はい、それは分かりました。もう一つ。

○今城委員長 足田委員。

○足田委員 すみません。4ページの分、まあ一緒なんですけど、その場合の大規模改修ということが想定されるということの中で、自社による譲受け可能、条件が整えば自社による譲渡可能、条件が整えば他社への売却を行うというのが1者ということで、大規模改修を想定した中でのサウンディング調査というのは、どういうようなことになっているか、ちょっと教えていただけませんか。どういうふうな考えで、その大規模改修を業者さんは考えておられるのか。分かれば教えていただきたい。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 大規模改修との御質問でございますが、この中で、個別対応をした中で、大規模改修に関わる点につきましては、特段、詳しい対話はしてございませんでして、この譲受けに関して、大規模改修が必要だ这样一个ことを受けて、まとめているものではございませんでして…。

○三上事務局長 委員長。

○今城委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、私も、このサウンディング型市場調査の提案がありました対話のほうに出させていただいておりますので、その状況を説明させていただきますが、まず、提案をいただきました業者さんはいずれも、うなばら荘の現状をよく見られています。それで、ここであります方検討のほうに書いております改修計画というのは、改築後30年後の令和7年をあくまでも想定した改築をした場合には、この金額がかかるということでございまして、実際、業者さんのはうの改築の考え方でございますけれども、施設を見られる中にあってですね、それぞのまた活用の中で、それぞれの施設に転換されるような改装といいますか、改築もお考えだと思いますけれども、そのような中で、どの程度経費がかかってくるかというようなことも含めて現地も見ておられまして、要は今の形態で、うなばら荘の今の老人休養ホームの形態で改築をする金額としては、あくまでも試算でございますけれども、7億5,000万はかかります、という話はしておりますけれども、それぞれの活用用途が変わってきますので、そのところの中でどうされるかというのは、また具体的に提案をされた業者さんのはうが、それぞれ考えておられるのではないかというふうに思っています。対話の中にあります、利活用のアイデアと、それを例えれば施設自体を譲受けの希望があるかどうかというところまでのやりとりでございますので、実際、改築をどうされるかというような考え方までは伺ってはおりませんので、現段階では、その部分についてはお答えができないということでございます。

○今城委員長 足田委員。

○足田委員 そういうようなサウンディング調査の中で、そういった7億かかるという大規模改修、まあ、そういう話の中で提案できたということなら結構だと思います。耐震改修っていうその辺の、大規模改修は耐震改修も含まれているんですよね。その辺はどうなんでしょうか。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 うなばら荘は平成6年に改築いたしましたときには、改築といいますか、全面リニューアルといいますか、新築に近い状態でございましたので、新耐震基準で建築をされておりますので、耐震補強等の工事は不要ということでございます。

○今城委員長 足田委員。

○足田委員 安心しました。そういうことも含めて、そういった提案はされたということで、また詳しいことが来年度報告されるということで、まあ、それを見てからということになると思いますので。またしっかりと報告をお願いしたいと思います。以上です。

○今城委員長 ほかにはございませんか。ほかにはないようですので、当局からの説明は終わります。次に、(5)白浜浄化場の跡地利用に係るサウンディング型市場調査の実施についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 それでは、資料の5でございます。白浜浄化場の跡地に係りますサウンディング型市場調査の実施について、説明させていただきます。本年4月1日に米子浄化場へ統合いたしまして、処理を停止いたしました白浜浄化場でございますが、この跡地につきまして、次のとおりサウンディング型市場調査を行うものでございます。1の実施の経緯でございますが、白浜浄化場の跡地につきましては、調査、照会いたしました結果が、組合及び構成市町村並びに鳥取県によります公的な利活用の可能性が低いという状況でございましたので、民間事業者への売却条件につきまして、建物付き売却の可否を判断する必要がございましたことから、サウンディング型市場調査を実施するものでございます。2番目の、調査の概要といたしましては、ここで概要を記載しておりますが、市場調査の詳細をまとめました実施要領を後日、情報提供させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。こちらでは概要の説明をさせていただきますが、調査の実施期間といたしまして、令和2年、本年の11月24日から、翌年、令和3年の1月22日までの約2カ月間という計画でございます。対象者につきましては、記載のとおりでございまして、(3)番目の調査内容といたしまして、民間事業者さんの買受条件について意見、提案を求めて、対話を通じまして売却の可能性を把握することとしてございます。3番目に、売却に

向け必要となる事務でございまして、こちらに 6 項目、表で挙げてございます。市場調査の結果により変動はございますが、以下の事務の経費が必要になってくるものと考えております。土地の測量の費用、また土地と建物の鑑定費用、それぞれ必要となりまして、建物付き売却の場合に必要であります建物登記料、また土地のみの売却となった場合に必要となります建物除却に係ります経費として挙げております。また、白浜浄化場は補助対象施設でございますので、補助対象施設に係ります財産処分といったしまして、建物付きで有償で売却となった場合は、売却額の 3 分の 1 の国庫補助金の返還が必要ということになってございます。4 番目に、調査結果の公表といったしまして、調査結果につきましては、地元自治会を含めました関係機関と協議を踏まえた上で、公表の時期を検討させていただきまして、御報告、情報提供をさせていただきたいと考えております。次のページに、施設の概要と敷地内の状況を写真で添付しております。真ん中のところに、構造規模としておりまして、⑤番目の、休憩棟と記載がございますが、こちらと、この地図の下。この真っ赤な点線で囲った右側の部分でございますが、こちらの休憩棟とグラウンド、ゲートボール場ということを記載しておりますが、こちらは、地元自治会への利便施設として現在も利用していただいているものでございます。簡単ではございますが、説明は以上になります。

○今城委員長 当局からの説明が終わりました。委員の皆さんとの質疑、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 それでは、別にないようでの、以上で当局からの報告を終わります。

~~~~~

## 6 閉 会

○今城委員長 これをもって、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後 4 時 59 分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任臨時委員長 幸 本 元

民生環境常任委員長 今 城 雅 子